



2016年5月23日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 室町 正志
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 広報・IR部長 長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備について

当社は、財務報告に係る内部統制について、前年度に識別した全社的な内部統制の重要な不備を是正するための改善策についての整備は完了し、概ね運用も実施しているものの、運用期間の制約から運用状況を確認できていない施策もあり、すべての改善策について必ずしも十分には運用状況が確認できていません。また、決算・財務報告プロセスについては、財務諸表監査において、本日公表の「(訂正・数値データ訂正)「平成28年3月期 決算短信[米国基準] (連結)」の一部訂正について」にてお知らせしました決算の修正事項を含む修正事項が発見されました。これらを勘案し、開示すべき重要な不備があるものと判断いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

当社は、是正施策の確実な実施に努めていきますが、今後、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき関東財務局長に提出予定の内部統制報告書に、2016年3月末を基準日として財務報告に係る内部統制の評価をするため、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備があった旨を記載する予定です。

なお、開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、決算の過程において適正に修正しており、会社法に基づく連結計算書類及び計算書類に係る会計監査人の監査報告書において無限定適正意見が表明されております。

1. 財務報告に係る内部統制に関する評価結果等の具体的な内容

当社は、2015年9月7日付「財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ」にてお知らせしましたように、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、前年度に識別した財務報告に係る重要な不備を是正するため、以下に記載した改善策を実行しました。

<2016年3月期に実施した改善策>

1. 経営トップらに対する監督強化

- (1) 取締役会の構成
- (2) 指名委員会の構成機能強化
- (3) 監査委員会の構成・監督機能強化

2. 内部統制機能の強化

- (1) 予算統制見直し
- (2) コーポレート財務統括責任者・財務・経理部門による牽制機能強化
- (3) 業務プロセス改革
- (4) 内部統制報告書制度対応の整備
- (5) 内部通報制度の強化
- (6) 会計コンプライアンス委員会の設置

3. マネジメント・現場の意識改革

- (1) マネジメントの意識改革
- (2) 従業員の意識改革

上記改善策については、当事業年度末において、整備は完了し、概ね運用も実施しているものの、一部の改善策についてはその運用期間を十分に確保できなかったことから改善策の運用状況を当事業年度末時点では確認できていません。

したがって、当事業年度末までに、「経営トップらによる目標必達のプレッシャー」、「上司の意向に逆らうことが出来ない企業風土」、「経営者における適切な会計処理に向けての意識の欠如」、「コーポレート及び各カンパニーにおける内部統制の無効化」、「会計処理基準が適切に運用されなかった」という全社的な内部統制の開示すべき重要な不備について、予算統制が行われている中でのコンプライアンス意識の発揮、決算・財務報告プロセスに関与する従業員の適切な財務報告に関する意識の醸成の観点から、様々な改善施策を通じて改善が進んでいるものの、不備の是正を確認するための十分な時間がなく確認が未了であるため、今後の四半期決算の状況を追加で確認する必要があると判断しました。また、決算財務報告プロセスの内部統制の整備及び運用については、財務諸表監査において短信の訂正事項を含む修正事項が発見されました。これらを勘案し、開示すべき重要な不備が存在するものと判断しました。

2. 開示すべき重要な不備の解消の確認に向けて

当社としては全社的な内部統制の開示すべき重要な不備の解消を確認するため、予算統制制度の運用状況及び、決算・財務報告に関連する従業員の適切な財務報告に対する意識の定着並びに決算・財務報告プロセスに係る内部統制の開示すべき重要な不備の改善策の遂行に取り組み、今後の四半期決算の状況を追加で確認して参ります。

以 上